

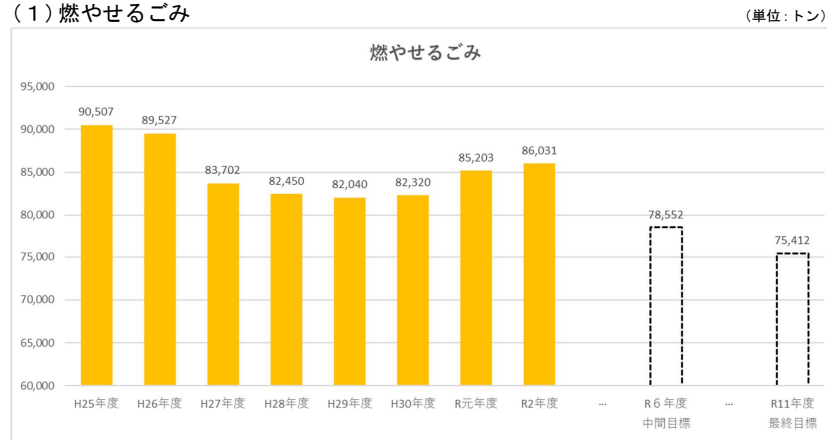
家庭ごみと事業系ごみの排出状況及び今後の取組について

本市では、「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」及び「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的に、平成26年11月から家庭ごみ有料化制度を導入しました。

有料化制度導入後の家庭ごみの排出状況と今後の取組、併せて、事業系ごみの排出状況と今後の取組について報告します。

1. 家庭ごみの排出状況

(1) 燃やせるごみ



	平成25年度 (導入前年度)	平成26年度 (11月導入)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やせるごみ	排出量 (t) 90,507	89,527	83,702	82,450	82,040	82,320	85,203	86,031
	増減量 (t) -	-980	-6,805	-8,057	-8,467	-8,187	-5,304	-4,476
	増減率 (%) -	-1.1%	-7.5%	-8.9%	-9.4%	-9.0%	-5.9%	-4.9%

※増減量と増減率については、導入前年度の平成25年度との比較

○令和2年度排出量は平成25年度と比較して、4,476トン(4.9%)の減少。

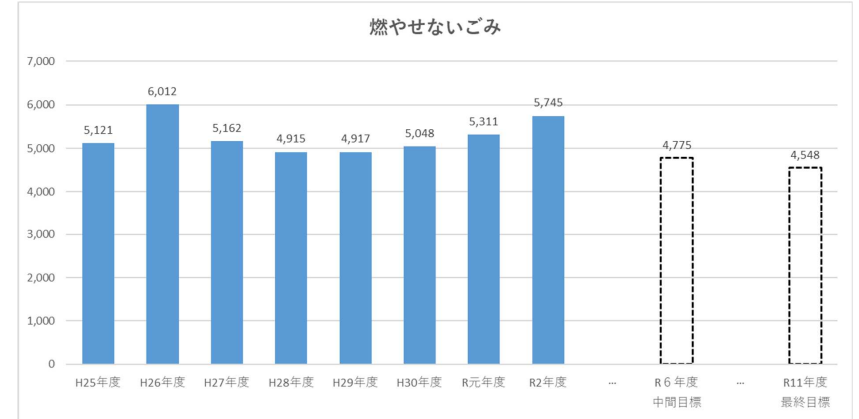
○令和2年度排出量は令和元年度と比較して、828トン(1.0%)の増加。

(内訳)・施設への直接持ち込み量が、994トン(26.4%)増加

・有料収集による排出量が、65トン(3.0%)増加

・ごみステーションへの排出量は、231トン(0.3%)減少

(2) 燃やせないごみ



	平成25年度 (導入前年度)	平成26年度 (11月導入)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やせないごみ	排出量 (t) 5,121	6,012	5,162	4,915	4,917	5,048	5,311	5,745
	増減量 (t) -	891	41	-206	-204	-73	190	624
	増減率 (%) -	17.4%	0.8%	-4.0%	-4.0%	-1.4%	3.7%	12.2%

※増減量と増減率については、導入前年度の平成25年度との比較

○令和2年度排出量は平成25年度と比較して、624トン(12.2%)の増加。

○令和2年度排出量は令和元年度と比較して、434トン(8.2%)の増加。

(内訳)・ごみステーションへの排出量が、503トン(13.9%)増加

・有料収集による排出量が、2トン(0.4%)増加

・施設への直接持ち込み量は、71トン(5.9%)減少

(3) 資源物

(単位:トン)



		平成25年度 (導入前年度)	平成26年度 (11月導入)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
缶・ビン	排出量 (t)	4,391	4,188	4,327	4,189	4,138	3,980	3,957	4,213
	増減量 (t)	-	-203	-64	-202	-253	-411	-434	-178
	増減率 (%)	-	-4.6%	-1.5%	-4.6%	-5.8%	-9.4%	-9.9%	-4.1%
ペットボトル	排出量 (t)	1,461	1,422	1,331	1,380	1,426	1,516	1,603	1,592
	増減量 (t)	-	-39	-81	-81	-35	55	142	131
	増減率 (%)	-	-2.7%	-8.9%	-5.5%	-2.4%	3.8%	9.7%	9.0%
資源プラ	排出量 (t)	2,467	2,810	3,222	3,236	3,252	3,252	3,280	3,356
	増減量 (t)	-	343	755	769	785	785	813	889
	増減率 (%)	-	13.9%	30.6%	31.2%	31.8%	31.8%	33.0%	36.0%
古紙・布類	排出量 (t)	12,612	12,598	12,777	12,071	11,429	10,685	10,533	10,502
	増減量 (t)	-	-14	165	-541	-1,183	-1,927	-2,079	-2,110
	増減率 (%)	-	-0.1%	1.3%	-4.3%	-9.4%	-15.3%	-16.5%	-16.7%
蛍光管等	排出量 (t)	235	242	229	233	243	237	233	240
	増減量 (t)	-	7	-6	-2	8	2	-2	5
	増減率 (%)	-	3.0%	-2.6%	-0.9%	3.4%	0.9%	-0.9%	2.1%
合計	排出量 (t)	21,166	21,260	21,886	21,109	20,488	19,670	19,606	19,903
	増減量 (t)	-	94	720	-57	-678	-1,496	-1,560	-1,263
	増減率 (%)	-	0.4%	3.4%	-0.3%	-3.2%	-7.1%	-7.4%	-6.0%

※増減量と増減率については、導入前年度の平成25年度との比較

○令和2年度排出量は平成25年度と比較して、1,263トン(6.0%)の減少。

○令和2年度排出量は、令和元年度と比較して、297トン(1.5%)の増加。

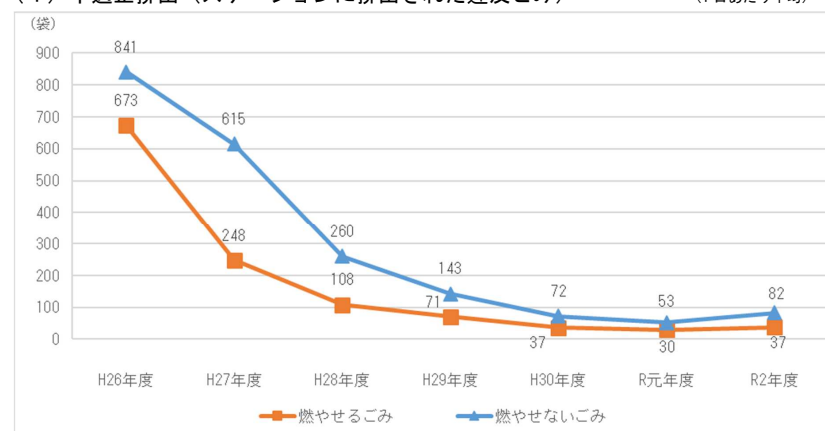
(内訳)・缶、ビンの排出量が256トン(6.5%)増加

- ・資源プラの排出量が76トン(2.3%)増加
- ・蛍光管の排出量が7トン(3.0%)増加
- ・ペットボトルの排出量が11トン(0.7%)減少
- ・古紙、布類の排出量が31トン(0.3%)減少

2. 不適正排出、不法投棄、野外焼却の状況

(1) 不適正排出 (ステーションに排出された違反ごみ)

(1日あたり平均)

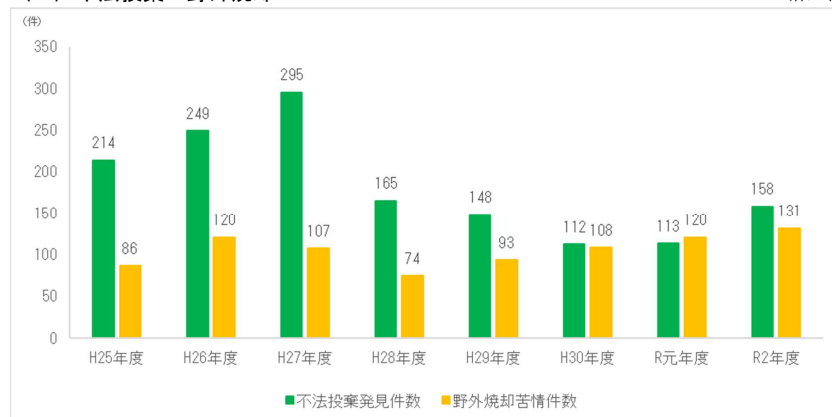


○「燃やせるごみ」は、有料化制度導入当初の平成26年度では、1日平均673袋でしたが、令和2年度には、37袋となりました。

○「燃やせないごみ」は、平成26年度では、1日平均841袋でしたが、令和2年度には、82袋となりました。

(2) 不法投棄・野外焼却

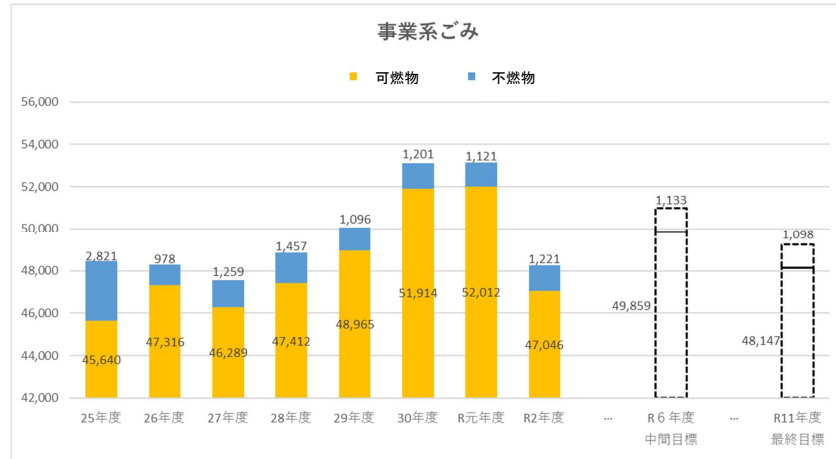
(件/年)



○不法投棄の発見件数、野外焼却の苦情件数については、有料化制度導入前と比較するに、令和2年度まで著しい増加は、見られません。

3. 事業系ごみの排出状況

(単位:トン)



		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やせるごみ	排出量 (t)	45,640	47,316	46,289	47,412	48,965	51,914	52,012	47,046
	増減量 (t)	-	1,676	-1,027	1,123	1,553	2,949	98	-4,966
	増減率 (%)	-	3.7%	-2.2%	2.4%	3.3%	6.0%	0.2%	-9.5%
燃やせないごみ	排出量 (t)	2,821	978	1,259	1,457	1,096	1,201	1,121	1,221
	増減量 (t)	-	-1,843	281	198	-361	105	-80	100
	増減率 (%)	-	-65.3%	28.7%	15.7%	-24.8%	9.6%	-6.7%	8.9%
合計	排出量 (t)	48,461	48,294	47,548	48,869	50,061	53,115	53,133	48,267
	増減量 (t)	-	-167	-746	1,321	1,192	3,054	18	-4,866
	増減率 (%)	-	-0.3%	-1.5%	2.8%	2.4%	6.1%	0.0%	-9.2%

※増減量と増減率については、前年度との比較

○令和2年度排出量は令和元年度と比較して、4,866トン(9.2%)の減少。

4. 課題

(1) 家庭ごみ有料化制度が定着し、導入の効果は維持されているものの、平成30年度以降、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の排出量が前年度と比較して、増加傾向に転じていることから、一般廃棄物処理基本計画に掲げる4R推進計画(「リデュース」「リユース」「リサイクル」)に基づき、ごみ減量・リサイクルの推進に向けたさらなる取組が求められています。

また、コロナ禍における新しい生活様式の導入により、家庭ごみの増加が懸念されますが、生ごみの減量対策である「3きり運動」の周知啓発などの「リデュース」、「リデュース」(ごみの発生回避、発生抑制)の取組強化を図っていく必要があります。

(2) ごみステーションに排出される違反袋の数は、大幅に減少しており、家庭ごみ有料化制度が定着していることがうかがえますが、有料化制度の目的のひとつである「費用負担の公平性」を確保するため、ごみステーション等でさらなる周知啓発を継続する必要があります。

(3) 事業系ごみについては、コロナ禍の影響を受け、排出量が減少しているが、経済活動(景気等)の影響を受けることから、コロナ終息後を見据え、引き続き、食品ロスの削減等、排出抑制に向けた取組や適正な分別排出の推進及び再資源化への誘導を図る必要があります。

5. 今後の取組

(1) 「燃やせるごみ」に含まれる生ごみの減量を推進するため、「3きり運動」の周知を図り、家庭における食品ロスの削減、生ごみ減量の取組として、プロポーザル募集による企画運営業務委託により、メディア等を通じ効果的な啓発を行います。

(2) 大分市公式アプリ内で、ごみ分別アプリを運用できるよう取り組んでいます。また、SNSを活用し、若年層への分別の徹底を呼びかけます。

(3) 「大分市食品ロス削減推進計画」を策定し、「燃やせるごみ」に含まれる食品ロスの削減に向けて取組を推進します。

(4) ごみステーションでの「違反袋」が発生している地区を選定し、指導・説明会を実施するとともに、ごみステーションでの早朝啓発活動を通じ、市民に直接声掛けを行いごみ処理に係る費用負担の公平性の確保に努めるとともに、分別排出の徹底を図ります。また、集合住宅において、分別徹底のためのチラシを配布し、周知を図ります。

(5) 不法投棄につきましては、監視員によるパトロールや監視カメラの設置により未然防止を図ります。また、野外焼却につきましては、市報・ホームページを通じ啓発するとともに、市民からの問い合わせについて、早期に対応し現地指導を行います。

(6) 事業系ごみについては、コロナ禍の状況を踏まえながら、3010運動等の食品ロス削減に向けた取組を行うとともに、排出事業者への訪問指導並びに、一般廃棄物処理業者に対する指導を行います。